

議案第41号

上芽室辺地に係る総合整備計画変更の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、上芽室辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり変更するものであります。

令和7年12月2日提出

芽室町長 手 島 旭

説 明

当該辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために、辺地とその他の地域との是正を図るものであります。

別記様式

## 総合整備計画書

北海道 芽室町 上芽室辺地  
(辺地の人口 161人、面積 15.59 k m<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町村又は字の名称

北海道河西郡芽室町 上芽室

(2) 地域の中心の位置

北海道河西郡芽室町上芽室基線4番地3

(3) 辺地度点数

115点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 個別排水処理事業 ~ この地域は公共下水道が整備されていないため、建設時に合併浄化槽を設置し下水処理を行う。今回整備を実施することで住環境を改善し、市街地との格差を是正し、適切な自然環境の維持を図る。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
個別排水処理事業 (合併浄化槽設置)	芽室町		11,130	401	10,729	4,400
合計			11,130	401	10,729	4,400

## 上茅室辺地に係る総合整備計画変更について

- 1 『辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(以下「辺地法」という。)』

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする法律

- 2 辺地とは

交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等の地域で、中心地から 5 平方キロメートル以内の面積の区域の人口が 50 人以上かつ駅やバス停、医療機関等からの距離を点数化した辺地度点数が基準点以上の地域

- 3 辺地に係る総合整備計画の策定

『辺地法』第 3 条第 1 項により、議会の議決を経て公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）を定めることができる。

- 4 今回の変更点について

『辺地法』の規定による総合整備計画に基づいて行う事業を対象とする地方債で、以下の事業が対象となる。

上茅室辺地

施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
個別排水処理事業 (合併浄化槽設置)	変更後	11,130	401	10,729	4,400
	変更前	4,900	173	4,727	1,900